

# 日本農業をめぐる情勢と見通し

—米政策見直し，TPPなど岐路に立つ日本農業—

主事研究員 一瀬裕一郎

## 〔要 旨〕

- 1 本稿では，近年の日本農業の現状を概観した上で，今後も農業に大きな影響を与えるとみられる5つの話題を取り上げて整理した。本稿で取り上げた話題は，米政策に関する議論，TPP，東日本大震災，農業者支援，食品流通である。
- 2 農業については，数十年にわたって農地面積の減少等，農業生産基盤の脆弱化が進行している。食料については，米粉や飼料用米等，需要を喚起する仕組みが導入されてきたが，米の消費量が減少している。農村については，人口の減少と高齢化が進んでいるが，一部で地域おこし協力隊等，農村を活性化させる取組みの成果がみられる。
- 3 米政策については，見直しが進んでいる。政府は産業競争力会議等の議論を受け，減反を見直して戸別所得補償制度を廃止すること，2014年度から定額交付金を減額するとともに米価変動補填交付金を廃止すること，非主食用米（例えば飼料用米）等の転作作物に対する交付金を拡充すること等の方針を決定した。
- 4 TPPについては，日本は13年7月から交渉に参加している。日本は既存のFTA・EPAで米や乳製品等約850品目の農林水産物について関税を撤廃したことがない。TPP交渉には，それらの品目の輸出競争力が強く，日本への輸出が多い国々が参加しているため，国境措置が削減されるならば，輸入が増加し，生産縮小等，日本農業へ多大な影響が及びかねない。
- 5 東日本大震災については，農地等の復旧は進んできたものの，原発事故の影響が残り，福島県産農産物の13年の価格は事故前の水準まで未だ持ち直していない。また，汚染水流出等の諸問題も発生し，原発事故の影響は依然として予断を許さない。
- 6 農業者支援については，13年に日本農業経営大学校の開校，農業革新支援専門員の設置，農林漁業成長産業化支援機構の創設等，官民それぞれで農業の振興を目指した様々な動きが見られた。
- 7 食品流通については，04年の卸売市場法の改正から10年が経ち，国内の生鮮食品流通の多様なあり方が定着してきた。また，外国への食品流通に目を向けると，政府が目指す農林水産物輸出の拡大を国内農業の振興に結び付けられるかが課題となっている。
- 8 現在，日本農業では農業生産基盤の脆弱化が進んでおり，米の生産調整の仕組みも岐路に立っている。TPPの帰趨はその流れを加速する可能性があり，日本農業は原発事故の軛（くびき）からも完全には逃れられていない。しかし，農業者支援の新しい枠組みや食品輸出の促進等の動きがあり，注目される。

## 目次

### はじめに

#### 1 日本農業の現状

- (1) 農業
- (2) 食料
- (3) 農村

#### 2 米政策に関する議論

- (1) 主食用米の生産調整の沿革
- (2) 戸別所得補償制度の廃止と生産調整の見直しをめぐる議論
- (3) 政府による米政策見直しの決定

#### 3 TPPと農林水産物輸入

- (1) TPP交渉参加の経緯
- (2) 既存のFTA・EPAに関する検討

#### (3) TPP交渉参加国からの農林水産物輸入

#### 4 東日本大震災と農業

- (1) 農業への被害と復旧の状況
- (2) 福島県産青果物の価格推移
- (3) 原発事故の推移

#### 5 農業者支援に関する動き

- (1) 日本農業経営大学校
- (2) 農業革新支援専門員
- (3) 農林漁業成長産業化支援機構

#### 6 食品流通

- (1) 卸売市場法改正から10年
- (2) 日本からの農林水産物輸出

### おわりに

## はじめに

日本農業は、生命維持に不可欠な食料等を供給するとともに、地域経済や文化を支えている極めて重要な産業である。しかるに、現代の日本農業は、生産基盤の脆弱化や貿易自由化等によって、輸入農産物が増加する一方で国内生産が縮小し、更なる農業生産基盤の脆弱化を招くというプロセスの只中にあるように見える。日本の農業経営は厳しい状況が続いており、農業従事者の高齢化が進んでいる。

2012年12月に自公連立の第2次安倍内閣が発足し、今後10年間で農業所得<sup>(注1)</sup>を倍増させることを打ち出す等、民主党政権時とは異なる方針を掲げている。また、安倍首相は13年3月にTPP交渉への参加を表明した。さらに、政府は、民主党政権時の「食と農

林漁業の再生推進本部」に代えて、「農林水産業・地域の活力創造本部」を13年5月に立ち上げ、日本農業が地域とともに持続的に発展するための方策を検討するとしている。

本稿では、まず日本農業の現状を概観(1節)した上で、日本農業の生産構造や貿易構造に今後大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えられる日本農業を取り巻く5つの話題について整理する。本稿で取り上げた話題は、米政策の見直し(2節)、TPP(3節)、東日本大震災(4節)、農業者支援(5節)、食品流通(6節)である。

(注1) 安倍首相は13年5月17日の講演で「今後10年間で、6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移してまいります」と述べた。講演全文は首相官邸(2013)を参照。

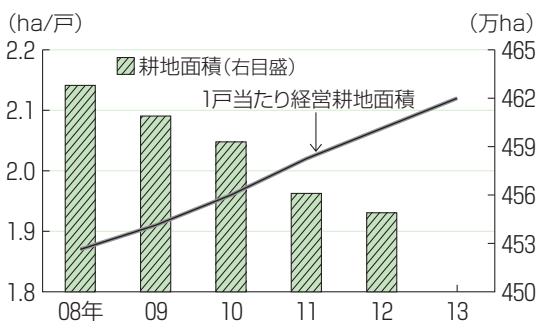
# 1 日本農業の現状

## (1) 農業

農業に不可欠な生産要素である土地について、近年の経営耕地面積の推移を示した(第1図)。経営耕地面積は減少傾向で推移し、12年には454.9万haとなった。一方で、販売農家数が毎年3~6万戸のペースで減少しているため、販売農家1戸当たり経営耕地面積は拡大しており、13年には全国平均で2.12ha/戸となった。

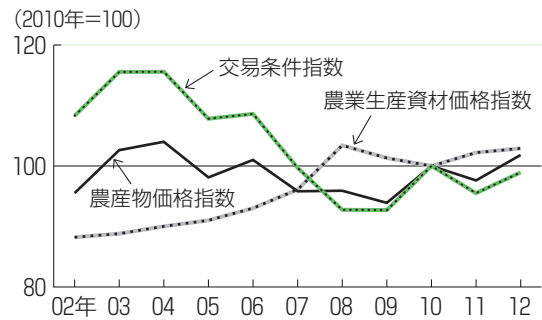
日本農業の経営環境についてみると、04年から08年にかけて、農業生産資材価格指数が上昇する一方で、農産物価格指数が低下したため、農業の交易条件は悪化した(第2図)。10年に一旦改善したものの、11年の東日本大震災によって再び悪化している。直近では農産物価格指数が上昇しつつあるものの、為替相場が円安方向へ振れ、燃料の輸入価格が上昇したこと等から農業生産資材価格指数も農産物価格指数以上に上昇している。それゆえ、交易条件の明らかな改善はみられず、日本農業にとって厳

第1図 経営耕地面積の推移



資料 農林水産省「農業構造動態調査」から作成  
(注) 1戸当たり耕地面積は販売農家の値。

第2図 交易条件の推移



資料 農林水産省「農業物価統計」から作成

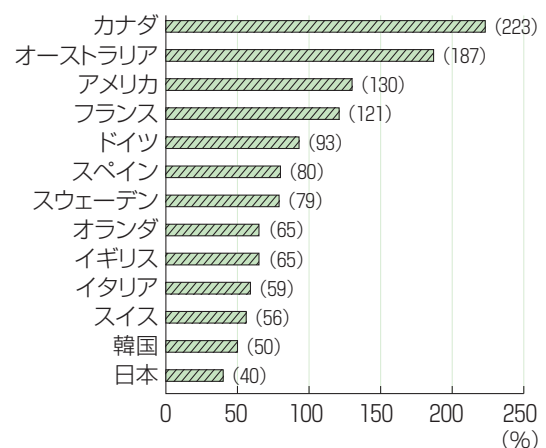
しい経営環境が続いている。

## (2) 食料

日本の食料自給率(供給熱量ベース)は40%(09年)であり、第3図に示した先進国13か国中最低水準である。米(97%)はほぼ全量を自給しているが、小麦(11%)や大豆(25%)、砂糖類(26%)、油脂(3%)等の品目では自給率が低い。また、輸入飼料で飼育される家畜が多く、畜産物(16%)の自給率も低い。

低い食料自給率の背景としては、選択的

第3図 主要国の食料自給率(カロリーベース)  
(2009年)



資料 農林水産省(2013a)から作成

拡大の下で日本が麦や大豆など米以外の主要食糧を国内生産ではなく外国からの輸入によって、主に調達してきたこと、牛肉やオレンジ等の国境措置の削減によってこれらの品目の国内生産が縮小したこと等がある。また、日本人の食生活の変化も食料自給率を低下させた一因である。1980年頃の食生活は、ご飯を主食とするPFC（たんぱく質、脂質、炭水化物）バランスがとれたものであり、「日本型食生活」と呼ばれた。しかし、近年ではご飯の消費量が減少する一方で、パンや畜産物、油脂等の消費量が増加し、その結果食料自給率が低下することとなった。

そのようななかで、09年4月に「米穀など新用途への利用の促進に関する法律」が成立し、パン等の原料である小麦を米で代替する米粉用米や、輸入飼料を国産の米で代替する飼料用米の生産や消費を刺激する取組みが行われている。

### (3) 農村

日本の農村では、人口の減少と高齢化が進んでいる（第1表）。傾斜地に農地がある営農条件が不利な農村で、その傾向が著し

い。都市的地域では2010年までの10年間に人口が3.3%増加し、高齢化率が21.3%である一方で、その対極にある山間農業地域では人口が14.9%減少し、高齢化率が34.8%である。

病院、食料品店、ガソリンスタンド、郵便局等の生活に必要な施設が減少したり、鳥獣被害の増加によって営農環境が悪化したりするなど、農村での生活を脅かす問題も生じている。ただし、一部では、総務省が地方に人材を派遣し、若者の定住を図ろうとする制度である地域おこし協力隊等、農村を活性化させる取組みが行われ、都市から農村へ移住する若者が現れるなど、成果を挙げている。

## 2 米政策に関する議論

日本農業の主要品目である米に関する政策が見直されつつある。米政策は今後も引き続き日本の農業生産構造に大きな影響を及ぼす重要な問題である。本節では、今回の米政策の見直しで主要な議題となっている生産調整の沿革と米政策の見直しの内容を整理する。

### (1) 主食用米の生産調整の沿革

1960年代後半に、高米価政策の下で米の膨大な過剰在庫が発生し、主食米の生産量を抑制することが喫緊の課題となった。この課題へ対処するために、70年度から水田の休耕等を通じた生産調整が開始された。

生産調整開始当初の仕組みは減反政策で

第1表 地域類型別の人口

(単位 百万人, %)

	00年		10		増減率	高齢化率
	割合	割合	割合	割合		
都市的地域	97.6	76.9	100.8	78.7	3.3	21.3
平地農業地域	13.1	10.3	12.6	9.8	△3.5	25.8
中間農業地域	11.8	9.3	10.9	8.5	△7.7	29.7
山間農業地域	4.5	3.6	3.8	3.0	△14.9	34.8
計	126.9	100.0	128.1	100.0	0.9	-

資料 農林水産省(2013a)から作成  
(注) 高齢化率は2010年の値。

あり、生産調整の目標面積（＝主食用米を生産してはならない面積）を配分することに加えて、単純な休耕に対しても助成する等、主食用米の生産量の抑制に重点を置いた。目標面積が未達成の場合には、翌年の目標面積が積み増されるとともに、補助事業の採択で不利になる等のペナルティ措置も設けられた。

78年度からの生産調整の仕組みは転作政策であり、主食用米の生産から麦や大豆等のような自給率の低い作物の生産への転換を推進した。また、04年産以降は、需要に応じた売れる米づくりを推し進めるために、目標面積を配分する方式から生産数量目標（＝販売実績を勘案して主食用米を作る数量）を配分する方式へ転換した。

10年度に民主党政権によって導入された戸別所得補償制度は、生産調整達成者に対して10a当たり15,000円（標準的な生産費と標準的な販売価格の差）の定額交付金と当年度の販売価格が標準的な販売価格を下回った際に米価変動補填交付金を交付する定額交付金付き不足支払いの仕組みである。生産調整へ参加するか否かは生産者自らが選択するが、交付金によって生産調整の実効性は担保された。

以上のように、主食用米の生産調整は開始当初には強制感を伴う仕組みであったが、現在では生産調整に参加するか否かを生産者が自らの選択・経営判断に基づき自由に選択できる仕組みとなった。また、08年度からは主食用米生産量の抑制だけでなく、より一層の水田有効活用が重視されており、

食料自給率向上のために従来からの大豆、小麦等に加え、米粉用米、飼料用米といった非主食用米の生産を振興している。

## (2) 戸別所得補償制度の廃止と生産調整の見直しをめぐる議論

13年10月24日に開催された産業競争力会議の第3回農業分科会で、同分科会の主査を務める委員から、主食用米の生産数量目標の廃止を提案する資料<sup>(注2)</sup>が出された。同資料では、生産目標数量を「農業の担い手の自由な経営判断や市場戦略を採っていくことを著しく阻害し、意欲のある農業経営者の効率的な生産を大きく妨げる原因」と捉え、「農業の産業としての競争力を強化する観点から、生産調整を中期的に廃止していく方針を明確化」し、「平成28年度には、生産数量目標の配分を廃止し、生産調整を行わないこと」を提案している。また、同資料では戸別所得補償制度の10a当たり15,000円の定額交付金と米価変動補填交付金を14年度から廃止することも謳っている。

この第3回農業分科会を機に、13年10月末頃から多くのメディアによって、「減反見直し」のような見出しをつけて、戸別所得補償制度が廃止されるとともに、生産調整が大幅に見直されるという趣旨の報道がなされた<sup>(注3)</sup>。なお、生産数量目標の配分の中止という生産調整の仕組みの変更は、必ずしも減反の廃止を意味しないとする識者もいる<sup>(注4)</sup>。

(注2) 新浪(2013)を参照。

(注3) 例えば、日本経済新聞(2013a)等を参照。

(注4) 山下(2013)を参照。

### (3) 政府による米政策見直しの決定

産業競争力会議や与党農林部会等での一連の議論を受け、政府は13年11月26日に開催した農林水産業・地域の活力創造本部において、戸別所得補償制度や米政策の見直しを決定した。具体的な見直しの内容として、①5年後を目途に生産目標数量の配分を中止する、②14年度から定額交付金を10a当たり7,500円に半減する（現行制度と同様に生産調整達成者が参加できる17年度までの時限措置であり、それ以降は廃止）、③14年度から米価変動補填交付金を廃止する、④非主食用米（例えば飼料用米）等の転作作物に対する交付金（「水田活用直接支払交付金」）を拡充し、収量に応じて10a当たり最大105,000円を交付する、⑤用水路管理や農村環境改善を支援する「日本型直接支払制度」（「農地維持支払い」、「資源向上支払い」）を「農地・水保全管理支払交付金」を組み替えて新設する、等である。<sup>(注5)</sup>

政府が決定した見直しの内容は、自民党が掲げた政権公約（「戸別所得補償」から「農地を農地として維持する支援策」への振替拡充）とおおむね一致している。

（注5）日本経済新聞（2013b）等を参照。

## 3 TPPと農林水産物輸入

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、貿易だけでなく知的財産や投資等に関する仕組みについて参加国間での高水準の統一を目指している。TPPで国境措置が削減されれば、農産物輸入が増大し、日本農業が

より一層縮小する可能性がある。本節では、日本農業の今後を左右するTPPについて、TPP交渉参加までの経緯、これまで日本が締結したEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）とTPPとの対比、TPP交渉参加国からの農産物の輸入状況について述べる。

### (1) TPP交渉参加の経緯

TPPについては、菅直人首相（当時）が10年10月の所信表明演説で唐突に「平成の開国」と称して交渉参加の検討を提起して以降、賛否両論が鋭く対立した（第2表）。野田首相（当時）の衆議院解散によって行われた12年12月の衆院選で、自民党は『「聖域なき関税撤廃」を前提にする限り、TPP交渉参加に反対』との公約を掲げ圧勝した。

第2表 TPP交渉参加までの経緯

年月	内容
06. 3	P4(シンガポール, ニュージーランド, チリ, ブルネイ)発効
10. 3	TPP第1回交渉会合(P4各国, アメリカ, オーストラリア, ペルー, ベトナム)
10.10	第176回臨時国会(1日)での所信表明演説で菅直人首相(当時)が「環太平洋パートナーシップ協定交渉などへの参加を検討」すると表明
10.10	マレーシアがTPP交渉参加
11.11	野田首相(当時)が首相官邸での記者会見(12日)で「交渉参加に向けて関係国と協議に入る」と表明
12.12	メキシコ, カナダがTPP交渉参加
12.12	「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP交渉参加に反対します。」との文言を含む公約を掲げた自民党が衆院選(16日)で勝利
12.12	第2次安倍内閣が発足(26日)
13. 3	安倍首相が「オバマ米大統領と直接会談し、TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認した」としてTPP交渉参加を表明(15日)
13. 7	「TPP等の経済連携交渉は、交渉力を駆使し、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求めます。」との文言を含む公約を掲げた自民党が参院選(21日)で勝利
13. 7	日本がTPP第18回交渉会合参加

資料 新聞記事, 外務省webサイト等から作成

そして発足した第2次安倍内閣では、13年2月の日米首脳会談で「TPPは聖域なき関税撤廃を前提としないことを確認した」として、同年3月に安倍首相がTPP交渉参加を表明した。

日本は同年7月にマレーシアで行われたTPP第18回交渉会合に初参加した。当初、同年10月のAPECに合わせてバリ島で開催されたTPP首脳会合で大筋合意し、年内に妥結することを念頭に置いて、数回にわたって交渉会合が開催されたが、市場アクセスや知的所有権等の分野で参加国間の利害対立が解消されず、最終的な決着は14年以降に持ち越しとなっている。また、韓国はTPPに対する従来の消極姿勢を転換し、13年11月29日にTPP参加に向けたTPP交渉参加国との事前協議を行うことを表明し、12月5日にはバリ島で開催されたWTO関係会議でTPP関係国との予備交渉に入った。

## (2) 既存のFTA・EPAに関する検討

日本はこれまでに13の国・地域との間でFTA・EPA（以下「協定」という）を結んで

きた（第3表）。日本が既に協定を結んだ13の国・地域のうち7か国がTPP交渉に参加している。日本がこれまでに結んだ協定の自由化率（品目ベース）は84.4～88.4%であり、米国が結んだ協定の自由化率96%以上と比較すると、日本が結んだ協定の自由化率は低い。

これまでの協定で日本が関税を撤廃したことのない品目は約940品目であり、そのうち農林水産物が約850品目である（第4表）。

第3表 日本が結んだFTA・EPA

国名	発効年月	自由化率(%)	
		貿易額ベース	品目ベース
シンガポール*	02.11	94.7	84.4
メキシコ*	05. 4	86.8	86.0
マレーシア*	06. 7	94.1	86.8
チリ*	07. 9	91.6	86.5
タイ	07.11	90.5	87.2
インドネシア	08. 7	91.6	86.6
ブルネイ*	08. 7	99.99	84.6
ASEAN	08.12	93.2	86.5
フィリピン	08.12	89.7	88.4
スイス	09. 9	94.9	85.6
ベトナム*	09.10	99.3	86.5
インド	11. 8	97.5	86.4
ペルー*	12. 3	99.7	-

資料 農林水産省(2013a), 外務省(2012), 内閣官房(2013a)から作成

(注) 1 自由化率については、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

2 国名に\*を付した国はTPP交渉参加国。

第4表 日本が既存の協定で自由化しなかった主要な品目

撤廃したことがない品目(約940)	既存のEPAにおいて「除外」以外の対応をしたことがない品目(約450)	農林水産品(約400)	水産品(約55), バター等乳製品(約110), 米等穀物(約70), 甜菜糖等糖類(約10), 穀物・ミルク等の調製品(約130), 等
		鉱工業品(55)	—
	既存のEPAにおいて「再協議」または「スタンドスティル」としたことがある品目(約360)	農林水産品(約320)	肉類・肉調製品(約40), チーズ等乳製品(約20), さけ, まぐろ等水産品(約40), でん粉・穀粉等(約25), パイナップル・トマト等の調製品(約15), 植物性油脂等(約30), 糖類・調製食料品(約100), 合板(約30)等
		鉱工業品(40)	—
既存のEPAにおいて関税削減, 関税割当てをしたことがある品目(約130)	農林水産品(約130)	肉類・肉調製品(約10), パイナップル・トマト等の調製品(約15), 糖類・調製食料品(約10), 等	

資料 内閣官房(2013a)から作成

(注) カッコ内の数字は品目数。スタンドスティルとは既存の規制の維持を意味する。

これらの中には、TPP交渉で日本が重要品目と位置付けている米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の品目が含まれている。関税を撤廃したことがない品目数は貿易品目数（約9,000品目）の1割を占めており、仮にTPPで、これまでに米国が結んだ協定並みの自由化率が求められるならば、重要品目の国境措置の削減（輸入枠の拡大、関税の削減、関税の撤廃等）に帰着する可能性は否定できない。重要品目が地域農業に<sup>(注6)</sup>欠かせない位置を占めている地域は、国境措置の削減によって多大な影響を被ることになる。

協定締結以前（02年）と以後（12年）の協定締結国からの農林水産物輸入額を第5表に示した。ブルネイを除く協定締結国について、協定締結以後に日本の農産物輸入額が増加している。増加率はインドネシアの26%からスイスの1,936%まで幅がある。最も大きいスイスの増加率は、タバコ・葉巻等（増加率11,728%）、飲料・アルコール等

第5表 FTA・EPA締結国からの農林水産物輸入額

(単位 百万ドル, %)

国・地域	02年 a	12 b	増加額 b-a	増加率 (b-a)/a
シンガポール	203	700	497	244.1
メキシコ	421	967	546	129.8
マレーシア	367	1,432	1,065	290.3
チリ	900	2,220	1,321	146.8
タイ	2,394	4,843	2,450	102.3
インドネシア	1,062	1,335	273	25.7
ASEAN	5,447	11,249	5,801	106.5
フィリピン	732	1,454	722	98.6
スイス	42	847	805	1,935.7
ベトナム	626	1,311	685	109.4
インド	512	1,063	551	107.5
ペルー	171	309	138	80.7

資料 International Trade Centreデータから作成  
(注) HS分類の1類から24類までを集計。ブルネイからの農産物輸入はほぼ皆無のため省略。

(同6,553%)、コーヒー・茶等（同5,188%）の輸入額が大幅に増加したことによる。このように自由化率が90%に満たない既存の協定においてさえ、協定締結後には農林水産物の輸入額は大幅に増加した。それゆえ、自由化率が既存の協定よりも高いといわれるTPPが締結され、これまで以上の国境措置の削減がなされるならば、農林水産物の輸入額は更なる伸びを示す可能性が高い。

参考までに、協定締結前後の日本の農業産出額を示した（第6表）。協定締結以前の02年と以後の11年を比較すると、農業総産出額は7.7%減少した。部門別にみると耕種

第6表 年次別農業産出額の推移

(単位 億円, %)

	02年 a	11 b	増減率 (b-a)/a
農業総産出額	89,297	82,463	△7.7
耕種計	63,908	56,394	△11.8
米	21,720	18,497	△14.8
麦類	1,513	370	△75.5
雑穀	69	69	0.0
豆類	991	571	△42.4
いも類	1,928	2,045	6.1
野菜	21,514	21,343	△0.8
果菜類	9,848	9,220	△6.4
葉茎菜類	8,238	8,768	6.4
根菜類	3,427	3,355	△2.1
果実	7,489	7,430	△0.8
花き	4,471	3,377	△24.5
工芸農作物	3,277	1,983	△39.5
その他	936	709	△24.3
畜産計	24,783	25,509	2.9
肉用牛	4,662	4,625	△0.8
乳用牛	7,779	7,506	△3.5
うち生乳	6,836	6,579	△3.8
豚	5,168	5,359	3.7
鶏	6,532	7,530	15.3
うち鶏卵	3,944	4,505	14.2
養蚕	16	-	-
その他畜産物	627	489	△22.0
加工農産物	605	560	△7.4
生産農業所得	35,232	27,800	△21.1

資料 農林水産省「生産農業所得統計」から作成



部門が11.8%減少する一方で、畜産部門は2.9%増加した。畜産部門の増加は、土地に依存せず企業的大規模経営が成立しやすい豚や鶏等の中小家畜で農業産出額が伸びたためである。

農業総産出額が減少した背景としては、輸入自由化の進展に伴って輸入が増加した外国産農産物によって、価格面での競争力に乏しい国産農産物が部分的に代替されたことがある。低価格の外国産農産物は国産農産物の価格を低下させ、持続的な国内生産を困難にしたとみられる。<sup>(注7)</sup> また、農業者の高齢化や農地面積の縮小等、日本の農業生産基盤の脆弱化も農業総産出額が減少した要因として挙げられよう。

**(注6)** 重要品目の生産や貿易の状況については、清水・藤野・平澤・一瀬(2012)を参照。

**(注7)** 例えば、野菜について、藤島(2007)は「輸入による安価な野菜の流入や供給過剰等」が国産野菜価格の「低位収斂化」や「価格高騰期間の短縮化」を招いたとしている。

### (3) TPP交渉参加国からの農林水産物 輸入

TPP交渉参加国からの日本の農林水産物輸入額(12年)と主要な輸入品目について整理した(第7表)。この表から以下の2点が指摘できよう。

第1に、TPP交渉参加国からの輸入額に占める農林水産物の割合は、世界全体と比較して高いことである。世界全体からの輸入に占める農林水産物の割合が9.3%である一方で、TPP交渉参加国では15.9%と約1.5倍である。換言すれば、TPP交渉参加国の日本向けの輸出において、TPP交渉に参

加していない国よりも、相対的に農林水産物が重要な位置を占めているといえよう。

第2に、日本が重要品目と位置付ける品目が、複数のTPP交渉参加国からの輸入において、輸入額が大きいとみられることである。例えば、オーストラリアからの農林水産物の輸入額は、「肉及び食用のくず肉」(HS2類)が最も大きく、次いで「穀物」(HS10類)、「酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」(HS4類)となっている。この中には日本が重要品目と位置付ける米、麦、牛肉・豚肉、乳製品が含まれている。カナダ、ニュージーランド、アメリカ等からの輸入についても同様のことがいえる。

したがって、国境措置を削減していない状況ですら重要品目の輸入額が膨大であることを鑑みると、TPPにおいて国境措置が削減されたならば、輸出競争力が強く、農林水産物の日本への輸出が多いTPP交渉参加国からの重要品目の輸入が増加するとみられる。その結果、程度の差こそあれ様々な試算が<sup>(注8)</sup>一様に示しているように、TPPによって日本農業の重要品目で生産縮小が生じることは不可避であるといえよう。

**(注8)** 例えば、内閣官房(2013b)では農林水産物の生産額が3.0兆円減少すると試算している。

## 4 東日本大震災と農業

まもなく東日本大震災から3年が経つ。津波の被害を受けた農地は復旧が進み、営農を再開した地域もある。しかし、東京電

第7表 日本のTPP交渉参加国からの農林水産物輸入品目(2012年)

(単位 百万ドル, %)

オーストラリア		カナダ		チリ	
農林水産物計(a)	4,937	農林水産物計(a)	5,082	農林水産物計(a)	2,220
肉及び食用のくず肉	1,854	採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	2,001	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	1,519
穀物	1,002	肉及び食用のくず肉	1,276	肉及び食用のくず肉	208
酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	447	穀物	755	飲料, アルコール及び食酢	142
合計(b)	56,375	合計(b)	12,659	合計(b)	9,353
農林水産物割合(a/b)	8.8	農林水産物割合(a/b)	40.1	農林水産物割合(a/b)	23.7
マレーシア		メキシコ		ニュージーランド	
農林水産物計(a)	1,432	農林水産物計(a)	967	農林水産物計(a)	1,499
動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物, 調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	773	肉及び食用のくず肉	424	酪農品, 鳥卵, 天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	356
たばこ及び製造たばこ代用品	193	食用の果実及びナット, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	208	食用の果実及びナット, かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	282
生きている樹木その他の植物及びりん茎, 根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	128	食用の野菜, 根及び塊茎	108	肉及び食用のくず肉	237
合計(b)	32,826	合計(b)	4,403	合計(b)	3,026
農林水産物割合(a/b)	4.4	農林水産物割合(a/b)	22.0	農林水産物割合(a/b)	49.5
ペルー		シンガポール		アメリカ	
農林水産物計(a)	309	農林水産物計(a)	700	農林水産物計(a)	18,117
食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	173	ココア及びその調製品	217	穀物	5,319
魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	34	穀物, 穀粉, でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	192	肉及び食用のくず肉	3,221
食用の野菜, 根及び塊茎	30	各種の調製食料品	131	採油用の種及び果実, 各種の種及び果実, 工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	1,966
合計(b)	2,819	合計(b)	8,768	合計(b)	78,213
農林水産物割合(a/b)	11.0	農林水産物割合(a/b)	8.0	農林水産物割合(a/b)	23.2
ベトナム		TPP交渉参加国計		世界全体計	
農林水産物計(a)	1,311	農林水産物計(a)	36,575	農林水産物計(a)	81,995
魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	627	肉及び食用のくず肉	7,220	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	13,941
肉, 魚又は甲殻類, 軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	288	穀物	7,099	肉及び食用のくず肉	9,893
コーヒー, 茶, マテ及び香辛料	181	魚並びに甲殻類, 軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	4,656	穀物	8,724
合計(b)	15,079	合計(b)	229,473	合計(b)	885,843
農林水産物割合(a/b)	8.7	農林水産物割合(a/b)	15.9	農林水産物割合(a/b)	9.3

資料 第5表と同じ

(注) 農林水産物計(a)はHS分類の1類から24類までを集計。各国から輸入される農林水産物の輸入額上位3品目(HS2桁)を表示。ブルネイからは農林水産物がないため表示を割愛したが、TPP交渉参加国計および世界全体計の合計(b)にはブルネイからの農林水産物以外の輸入額を含む。

力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という）の農業に対する影響は未だ尾を引いている。地域経済の復興には、農業の復興が欠かせない重要な問題である。本節では、東日本大震災からの農業の復興状況と原発事故による農業への被害について整理する。

### (1) 農業への被害と復旧の状況

東日本大震災では岩手県、宮城県、福島県の3県（以下「被災3県」という）を中心に、農林水産業において2兆3,841億円（12年7月5日時点）にのぼる被害が発生した。

農業では、地震と津波によって農地の浸水、がれきの散乱、水利施設の損壊等に見舞われた。13年3月末時点の復旧状況は、津波の被害を受けた農地のうち営農再開が可能となった農地が63%、がれき撤去が完了した農地が95%、損壊した水利施設のうち復旧した施設が71%等である。

また、被災3県の13年3月時点で営農を再開している農業経営体の割合は、岩手県97%（12年3月時点95%）、宮城県65%（同55%）、福島県59%（同56%）である。

東日本大震災から時間が経過するにつれ復旧が進んできているが、地域によりそのスピードには差が生じている。

### (2) 福島県産青果物の価格推移

原発事故は、被災3県の中でも特に福島県産農産物の価格を下落させた。本項では、福島県が主産県であるアスパラガスとキュウリの出盛り期の価格を10年から13年まで

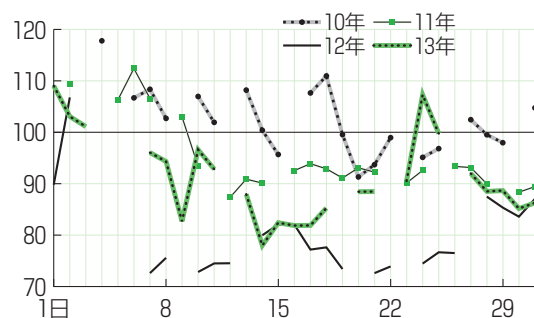
の4か年について比較し、原発事故の影響について考察する。

まず、4～6月期に福島県が全国2位の生産量であるアスパラガスの価格指数について第4図に示した（東京都中央卸売市場<sup>(注9)</sup>に入荷した全産地のアスパラガスの加重平均価格<sup>(注10)</sup>を100とした時の福島県産の価格について、10年から13年の4か年分を出盛り期である5月の開市日ごとにプロット）。

10年には福島県産アスパラガスの価格は全国価格とおおむね同水準で推移した。11年には、5月中下旬に福島県産の価格が全国価格を10%程度下回った。12年には、福島県産の価格低下が顕著となり、全国価格よりも20～30%程度低くなった開市日が多くみられた。13年には、前年よりも福島県産の価格が持ち直したものの、全国価格を10～20%程度下回っており、原発事故以前の水準までは回復していない。

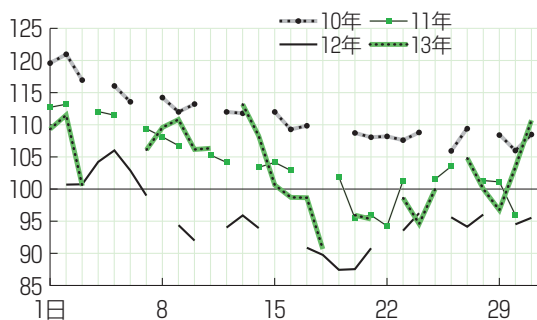
次に、福島県が東日本有数の産地である夏秋キュウリについて、出盛り期である7月の価格指数を第5図に示した。

第4図 福島県産アスパラガスの価格指数の推移(5月)



資料 ALIC「ベジ探」から作成  
 (注) 価格指数は東京都中央卸売市場(築地、大田、豊島、淀橋)の全産地の加重平均価格を100とした時の福島県産の価格。

第5図 福島県産キュウリの価格指数の推移(7月)



資料 第4図に同じ  
 (注) 価格指数は東京都における全産地の単価を100とした時の福島県産の単価。

10年には7月のすべての開市日において、福島県産キュウリの価格が全国価格を上回った。11年には、全国価格との価格差が縮まっただけでなく、7月後半には福島県産が全国価格を下回る開市日が現れた。12年には、福島県産が全国価格を下回る開市日が半ば常態化し、価格指数が最低となった12年7月19日には福島県産の価格は全国価格の87%にとどまった。13年には、前年よりも福島県産の価格が持ち直したものの、11年の水準にとどまっている。

(注9) ALIC「ベジ探」による東京都中央卸売市場のデータは、築地、大田、豊島、淀橋の4市場の合計値である。

(注10) 加重平均価格は「入荷した全産地のアスパラガスの売上高」を「入荷した全産地のアスパラガスの数量」で除して算出した価格である。

### (3) 原発事故の推移

13年には福島県産のモモが3年ぶりにタイへ輸出される等、福島県の農業にとって明るい兆しもみられた。しかし、多くの品目で原発事故以前の状況へと回復するには至っていない。その背景の一つには依然として頻発する原発の不具合がある。

第8表 汚染水漏れの経緯

年月日	内容
13.7.22	汚染された地下水の海洋への流出を東電が初めて認める
13.8.7	汚染された地下水の流出量を経済産業省が1日300トンと試算
13.8.19	汚染水貯蔵タンクから水漏れが発生
13.8.22	相馬双葉漁業協同組合が9月1日からの試験操業の延期を決定
13.8.26	政府は汚染水対策について国が主導することを発表
13.8.28	原子力規制委員会はタンクからの水漏れについて国際原子力事象評価尺度をレベル1からレベル3(重大な異常事象)への引上げを発表

資料 新聞記事等から作成

11年12月16日に野田首相(当時)が原発事故の収束を発表して以降も、原子炉および使用済み核燃料プールの冷却が停止する等のトラブルが繰り返されている。

13年にも、7月には放射能に汚染された地下水が海洋へ流出していたことが発覚した(第8表)。また、8月には高濃度汚染水貯蔵タンクが漏水し国際原子力事象評価尺度で「重大な異常事象」とされるレベル3の事態を招いた。これらの事態を受け、相馬双葉漁業協同組合では当初予定していた13年9月1日からの試験操業を延期することとなった(9月25日に試験操業再開)。

このように福島県の農林水産業復興に向けた動きに水を差すトラブルが、原発事故から丸3年が過ぎようとする現在でもなお発生している。

## 5 農業者支援に関する動き

農業者の高齢化が進んでおり、今後の日本農業を担う若い人材の育成が課題となっ

ている。また、専門的な農業技術の普及や6次産業化支援等も、今後の日本農業の維持発展にとって大きな問題である。本節ではこれらの農業者支援に関する問題に対して、13年から本格的に始まった新たな仕組みである日本農業経営大学校、農業革新支援専門員、農林漁業成長産業化支援機構について紹介する。

### (1) 日本農業経営大学校

農業者大学校は1968年に農業者を育成する唯一の国立教育機関として設立され、先端的農業技術や先進的農業の経営手法に関する教育を実施し、将来にわたって日本の農業・農村のリーダーとなる農業経営者を育成してきた。しかし、民主党の鳩山内閣が設置した行政刷新会議の事業仕分けによって10年4月に農業者大学校は「廃止」と判定され、11年末に閉校した。

優れた農業経営者の育成というかつて農業者大学校が果たしてきた役割を、これからは民間で担っていくことを目的として、次代の日本農業を担うリーダーを育成するため、日本農業経営大学校が13年4月に開校した。同校は1学年20名の定員で、2年間にわたって農業経営に必要な知識や技術を習得する、全寮制の学校である。

同校のカリキュラムには座学の講義のみならず、先進的農業経営や食品関連企業での現地実習も組み込まれており、講師は一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン(AFJ)会員企業の経営者、実務家、大学の研究者等に加えて、学生のニーズに応じて

各界の第一人者を招聘する等、多彩な顔ぶれとなっている

日本農業経営大学校には、閉校した農業者大学校の役割を継承し優れた農業者を育成するのみならず、農業以外の異業種との連携等を通じてグローバル化時代の日本農業の姿を構想できる卓越した人材を輩出することが期待される。

(注11)「廃止」理由は、「一定の役割を終えた」「都道府県の農大校と役割が重複している。地方に役割を託すべきだ」等である。

(注12)日本農業経営大学校の開設者は一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン(「AFJ」)である。AFJは12年2月に設立され、会員は食品メーカーや商社等の民間企業や農業者等である。

### (2) 農業革新支援専門員

農業技術経営に関して専門職員が農業者に行う公的な指導事業＝協同農業普及事業(以下「普及事業」という)は、国と都道府県が役割を分担し、事業を運営している。国は運営指針の策定、交付金の交付、資格試験の実施等を担当し、都道府県は普及員を普及センター、農業試験場、農業大学校等に配置して新技術の研究開発や現場への普及活動等を担当している。

普及員は研究開発の成果を農業生産現場に普及する大きな役割を果たしている。しかし、研究と普及の連携については、「現場ニーズと研究成果のミスマッチや、現地実証の不足、旧専門技術員機能の低下等により、研究成果の現場での活用が不十分な状況」という課題がある。

この課題に対して、普及活動と研究開発との連携強化等のために、12年度から「農

業革新支援専門員」が全都道府県に配置（12年12月時点で538人）され、13年度から本格的に活動をスタートさせた。農業革新支援専門員は、専門的な知識と豊富な経験を有する普及員から選ばれ、農業に関する普及、教育、研究、行政等の各組織との連携<sup>(注14)</sup>強化や、先進的な農業者等への相談対応等を担当している。

今後、国および都道府県には、農業革新支援専門員を核として、より高い成果を創出できる普及事業の運営が求められる。

(注13) 農林水産省（2011）を参照。

(注14) 農業に関する教育、普及、研究の各組織が連携して成功している事例として、EER triptych と呼ばれる体制を持つオランダが挙げられる。詳細は一瀬（2013）等を参照。

### (3) 農林漁業成長産業化支援機構

12年8月に「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」が成立した。この法律に基づいて13年2月1日に株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という）が設立された。

A-FIVEには、同年3月25日時点で国が300億円、農林中央金庫等の民間企業が18億円を出資している。A-FIVE本体、またはA-FIVEと地域金融機関等の共同出資によ

って地域ごとに設立されたサブファンドが<sup>(注15)</sup>6次産業化事業体へ出資するなどして支援し、農業の競争力強化を実現させることが、A-FIVEの事業目的である。

同年8月末までに全国各地に26のサブファンドが設立され、9月2日に第1弾の支援対象となる6次産業化事業体が決定された（第9表）。今後サブファンド（およびA-FIVE）が支援する6次産業化事業体は増加するとみられるが、官民が共同で設立したA-FIVEには、行政による補助金とは異なった支援のあり方を構築することが期待される。

(注15) 6次産業化事業体とは、農林漁業者と他産業の事業者が共同出資している会社のことを指す。

## 6 食品流通

第2次安倍内閣のいわゆる「攻めの農政」のなかで農林水産物輸出や6次産業化は、川下部門（流通経路、販売先、商品形態、等）に焦点を当てている。そのような観点から、本節では農林水産物の流通・販売について焦点を当て、卸売市場流通の再編と農林水産物輸出の状況について整理する。

第9表 サブファンドによる第1弾の支援先

(単位 万円)

		事業内容	出資額
株式会社OcciGabi Winery	北海道	ワイン製造と地場産食材を使ったレストラン運営、自家製ワインや地場産野菜、果物及び水産加工品などを販売する売店等	7,600
ジャパンホートビジネス株式会社	千葉	植木、盆栽を高付加価値化し、欧州、アジアや北南米等の市場に輸出	5,000
沖縄栽培水産株式会社	沖縄	高品質な車えびの周年販売を実現し、大口需要者の開拓等を通じて大消費地に販売チャネルを拡大	4,000

資料 A-FIVE(2013)から作成

## (1) 卸売市場法改正から10年

日本の食品流通，特に生鮮農林水産物の流通において重要な役割を担っているのが，全国各地に整備された卸売市場である。今(14)年は，卸売市場の根幹を定めている卸売市場法が04年に大幅改正(注16)されてから10年目の節目である。本項では，将来の農林水産物流通を検討する上で着目すべき過去10年間に卸売市場で起きた主要な変化2点について説明する。

第1に，一部の中央卸売市場（以下「中央市場」という）の地方卸売市場（以下「地方市場」という）への転換を促すことである。06年4月の釧路市中央市場と大分市中央市場が，地方市場への転換こっしの嚆矢となった。中央市場の看板を下ろすことによって農林水産物を十分に集荷できなくなる可能性が当初指摘されたが，実際には地方市場へ転換した後も集荷量が落ち込むことはなかった。一方で，地方市場は中央市場よりも事業に関する規制が緩く，地方市場化によって開設者である県や市は運営費用を削減でき，卸売業者や仲卸業者は従前よりも自由な営業が可能となった。このようメリットが明らかとなったことから，地方市場へ転換する中央市場が相次ぎ，全国の中央市場数は04年度末の86市場から11年度末の72市場へと減少した。今後も地方都市の中央市場を中心に同様の動きが続くとみられる。

第2に，卸売市場法改正による取引方法に関わる規制緩和に伴って，委託集荷の割合やセリ取引の割合が低下したことである。例えば，中央市場における青果物では委託

集荷の割合は04年度の71.2%から11年度の64.5%へと低下し，セリ取引の割合は同期間に25.3%から14.9%へと低下した。かつては例外的な取引方法だった買付集荷や商物分離が法改正によって通常取引方法に位置付けられたことに伴い，大規模化した産地や小売店が委託集荷や商物一致よりも自身にとって望ましい取引方法としてそれらを選択したことがあろう。

このように，最近10年間で卸売市場には大きな変化が生じた。今後も農業者の高齢化等によって生産構造が，食の外部化の進展等によって消費構造が変化するとみられ，当然，流通構造も不断に変化していくことになるだろう。

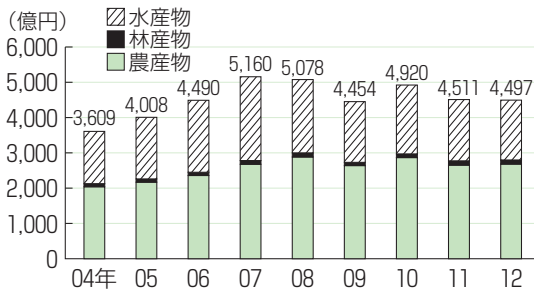
(注16) 主要な改正点は，①委託集荷原則の廃止，②商物一致原則の緩和，③第三者販売・直荷引きの弾力化，④卸売手数料の弾力化，の4点である。

## (2) 日本からの農林水産物輸出

農林水産省は2020年までに農林水産物輸出額を1兆円へと拡大させる目標を掲げているが，近年の輸出実績は目標の半分程度である。農林水産物の輸出額は06年および07年に5,000億円を上回ったが，それ以降はリーマンショック後の世界的な景気減速や原発事故の影響等によって，4,000億円台で推移している（第6図）。また，輸出先国で日本産と外国産食品の競争が激化していることも，日本の農林水産物輸出が伸びづら(注17)い要因となっている。

農林水産物の輸出先国については，日本はアジア向けに輸出額の7割超を輸出して

第6図 農林水産物輸出額の推移



資料 農林水産省(2013d)から作成

いる(第10表)。アジアの中でも香港(21.9%)、台湾(13.6%)向けの割合が高い。アジア以外では北米や欧州向けに農林水産物を輸出している。

輸出品目については、農産物が農林水産物輸出額の約6割を占め、その中でも加工食品(29.0%)の割合が高い。一方で、野菜・果実(3.0%)のような加工度の低い農産物の割合は高くはない。

20年の農林水産物輸出額目標1兆円のうち、加工食品が5,000億円で最も多く、次いで水産物3,500億円、米・米加工品が600億円等である(注18)。政府は「農業・農村の所得倍

第10表 日本の農林水産物輸出(2012年)

(単位 億円, %)

輸出先国			輸出品目		
	輸出額	割合		輸出額	割合
合計	4,497	100.0	合計	4,497	100.0
アジア	3,275	72.8	農産物	2,680	59.6
うち香港	986	21.9	加工食品	1,305	29.0
台湾	610	13.6	畜産品	295	6.6
中国	406	9.0	穀物	196	4.4
北米	741	16.5	野菜・果実	133	3.0
うち米国	688	15.3	その他	751	16.7
欧州	267	5.9	林産物	118	2.6
オセアニア	126	2.8	水産物	1,698	37.8
アフリカ	55	1.2	水産物	1,196	26.6
南米	32	0.7	水産調製品	502	11.2

資料 農林水産省(2013d)から作成

増」実現のための施策の1つとして、農林水産物輸出の拡大を位置付けているが、農林水産物輸出の促進が国内農業の生産拡大につながるかについては、懐疑的な見方もある(注19)。最も金額の大きい加工食品の輸出において、「原材料の国産化による付加価値の向上を推進」を進めることは、国内農業生産の維持拡大に多少なりとも寄与するのではないだろうか。

(注17) 例えば、農経新聞(2013)は、「シンガポールでは味が勝る日本産のイチゴが韓国産のイチゴに追随されシェアを奪われた」と報じている。同紙は、輸出減少の要因として、日本産果物の「購入者が一部の富裕層や現地の日本食レストランに限られ、新規の客を獲得しにくい」ことを挙げている。

(注18) 農林水産省(2013c)を参照。

(注19) 例えば、三輪(2013)を参照。

(注20) 農林水産省(2013c)を参照。

## おわりに

以上、日本農業の現状について概観した後、近年の日本農業を取り巻く主要な話題について整理した。

現在、日本では、農業者の高齢化や農業産出額の減少等、農業生産基盤の脆弱化が進んでおり、米の生産調整の仕組みも岐路に立っている。TPPの帰趨はその流れを加速する可能性があり、日本農業は原発事故の<sup>くびき</sup>軛からもいまだ完全には逃れられていない。こうしたなかで、農業者支援の新しい枠組みや農林水産物輸出の促進等の動きが生じ始めており、注目される。



#### <参考文献>

- ・ A-FIVE (2013)「サブファンドによる出資に対する同意決定(第1陣案件)とこれまでの取組状況について」
- ・ 一瀬裕一郎(2011)「東日本大震災による農業被害と復興の課題」『農林金融』8月号
- ・ 一瀬裕一郎(2012)「最近の福島県産農産物の価格動向」『農中総研 調査と情報』9月号
- ・ 一瀬裕一郎(2013)「オランダ農業が有する競争力とその背景」農林水産省『平成24年度海外農業情報調査分析事業(欧州)報告書』
- ・ 内田多喜生(2012)「協同農業普及事業の現状」『農中総研 調査と情報』9月号
- ・ 外務省(2012)「日本の経済連携協定(EPA)の現状と主要国・地域の取組状況」
- ・ 清水徹朗・藤野信之・平澤明彦・一瀬裕一郎(2012)「貿易自由化と日本農業の重要品目」『農林金融』12月号
- ・ 首相官邸(2013)「平成25年5月17日 安倍総理『成長戦略第2弾スピーチ』(日本アカデミア)」
- ・ 鈴木宣弘(2013)『食の戦争 米国の農に落ちる日本』文藝春秋
- ・ 内閣官房(2013a)「TPP協定交渉の現状(説明資料)」
- ・ 内閣官房(2013b)「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」
- ・ 新浪剛史(2013)「経営所得安定対策の見直し及び今後の農政の基本方針を踏まえた補助金等の改革に係る最重点事項」産業競争力会議第3回農業分科会配布資料
- ・ 日本経済新聞(2013a)「減反見直し急浮上—コメ新制度、結論急ぐ、自民、党内から反発も」10月25日付
- ・ 日本経済新聞(2013b)「農家支援、転作に重点、

- 減反補助金、7000円台に半減、コメ作りすぎ防ぐ、政策見直し、月内に決着」11月20日付
- ・ 農経新聞(2013)「減少傾向の果物輸出 攻めの農業はどう出るか」10月28日付
- ・ 農林水産省(2009)「卸売市場をめぐる情勢について」
- ・ 農林水産省(2010)「農業者大学校をめぐる経緯について」
- ・ 農林水産省(2011)「普及事業をめぐる現状と課題」
- ・ 農林水産省(2013a)『平成25年版 食料・農業・農村白書』農林統計協会
- ・ 農林水産省(2013b)「協同農業普及事業をめぐる情勢」
- ・ 農林水産省(2013c)「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」
- ・ 農林水産省(2013d)「平成24年農林水産物・食品輸出実績」
- ・ 農林水産省(2013e)「卸売市場データ集」
- ・ 農林水産省(2013f)「林農水産大臣記者会見概要(平成25年10月25日)」
- ・ 農林水産省(2013g)「経営所得安定対策について」
- ・ 藤島廣二(2007)「野菜輸入の増加と野菜販売環境の変化」全国農業協同組合中央会編『協同組合奨励研究報告』第33輯
- ・ 三輪泰史(2013)「農産物輸出は「成長産業」なのか？」日本総研Webサイト
- ・ 山下一仁(2013)「戦後農政の大転換「減反廃止」は大手マスコミの大誤報」『ダイヤモンドオンライン特別レポート』11月13日付

(内容は2013年12月10日現在)

(いちのせ ゆういちろう)

